

# 交通事故傷害保険のご案内



## 目次

1. 交通事故傷害保険の特長と主な補償内容……………P.1
2. 補償内容のご案内……………P.2
  - 2-1. 基本補償
  - 2-2. 主なオプション補償
3. 保険金をお支払いする場合、  
保険金をお支払いしない主な場合……………P.4
4. その他追加できるオプション（特約）……………P.6
5. 特にご注意いただきたいこと……………P.9
6. 用語のご説明……………P.13

# 1. 交通事故傷害保険の特長と主な補償内容

## 商品の特長

- ① 「交通事故」「建物・交通乗用具の火災」によるケガを補償します。
- ② ケガによる入院と通院は、1日目から補償します。
- ③ ケガの補償は、健康保険、生命保険、政府労災など他の保険や、第三者から受ける損害賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。

## 主な補償内容

**基本補償**

<p style="text-align: center;"><b>ケガによる死亡・後遺障害</b></p> <p>例) ・交通事故で死亡した。 ・交通事故で後遺障害が残った。</p> 	<p style="text-align: center;"><b>ケガによる入院</b></p> <p>例) 自転車と衝突してケガをし、入院した。</p> 
<p style="text-align: center;"><b>ケガによる手術</b></p> <p>例) 自転車搭乗中に転倒してケガをし、手術した。</p> 	<p style="text-align: center;"><b>ケガによる通院</b></p> <p>例) 乗客として駅のホームを歩行中に転んでケガをし、通院した。</p> 



## オプション補償

豊富なオプションから、ニーズに合った補償を選べます。  
たとえば「交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約」をセットした場合・・・

- ・買い物中に誤って商品を壊したときの賠償責任
- ・野球をしていて誤ってガラスを割ったときの賠償責任

などを補償します。

(注) オプションのみでのご契約はできません。基本補償項目を限定する場合の取扱いや、同時にセットできる特約の組合せなどについては取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 2. 補償内容のご案内

～ 交通事故傷害保険では下記の場合を補償します。 ～

### 2-1. 基本補償

交通事故や建物・交通乗用具の火災でケガをして・・・



死亡されたとき

＜死亡保険金＞

事故(\*)によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



後遺障害が残ったとき

＜後遺障害保険金＞

事故(\*)によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。



入院されたとき

＜入院保険金＞

事故(\*)によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合を補償します。



通院されたとき

＜通院保険金＞

事故(\*)によってケガをし、そのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を補償します。

(注)90日分が通院保険金のお支払いの限度となります。



手術を受けたとき

＜手術保険金＞

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために所定の手術を受けられた場合を補償します。

国内・国外を問わず補償します！

(\*) 交通事故傷害保険で支払対象となる事故についてはP.4をご覧ください。

## 2-2. 主なオプション補償

### 交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約

(国内のみ補償)

日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金を補償します。

### 天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金\*をお支払いします。

### 後遺障害保険金の追加支払に関する特約

後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているときに、お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。

### 入院保険金の7日間2倍支払特約

入院保険金をお支払いする場合に該当した期間の最初の7日間に対して、普通保険約款でお支払いする入院保険金の2倍の額をお支払いします。なお、入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合でも、2倍のお支払をする日数は最初の入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。

### 就業中の危険対象外特約

就業中のケガに対しては、傷害保険金\*をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払の対象となります。  
\*主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけません。

### 就業中のみの危険補償特約

傷害保険金\*は、就業中のケガのみが保険金お支払の対象となります。通常の通勤途上もお支払の対象となります。

\*主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけません。

### 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約

入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院または通院の最初の7日間に対して、普通保険約款でお支払いする入院保険金または通院保険金の2倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払の対象となります。なお、入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合でも、2倍のお支払をする日数は最初の入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。

※「傷害保険金」とは、【死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金】をいいます。  
交通事故傷害保険で支払対象となる事故についてはP.4をご覧ください。

## <被保険者の範囲>

この保険契約では記名した方が被保険者（補償の対象）となります。

### <交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約をセットした場合>

交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、本人、配偶者\*<sup>1</sup>および本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族\*<sup>2</sup>・本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚\*<sup>3</sup>の子となります。

(※1) 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にあるものを含みます。

(※2) 親族とは、本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(※3) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## <ご注意>

■ご加入いただいた被保険者の人数によっては、以下の取扱いとなる場合があります。

・次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」\*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合

②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面にないとき

・「同種の危険を補償する他の保険契約等」がある場合は、保険申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。

※「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

# 3. 保険金をお支払いする場合、 保険金をお支払いしない主な場合

保険金の「お支払いする場合」「お支払額」「お支払いしない主な場合」についてご説明します。

<交通事故傷害保険については、次に掲げる事故等によるケガ<sup>※</sup>に限り、保険金をお支払いします。>

1. 運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故<sup>(\*)</sup>
2. 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故<sup>(\*)</sup>
3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
4. 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
5. 道路通行中の次の事故<sup>(\*)</sup>
  - (1) 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下(2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
  - (3) 火災または破裂・爆発(4) 工作用自動車との衝突・接触等または工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りません。）
6. 建物または交通乗用具の火災

(\*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

・※印を付した用語については、P.8の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
死亡保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup></li> <li>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>●自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、酒酔い運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用している運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療<sup>※</sup>によるものである場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> </ul>
後遺障害保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>※</sup> が生じた場合	後遺障害 <sup>※</sup> の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>※</sup> を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師 <sup>※</sup> の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>※</sup>のないもの</li> <li>●交通乗用具<sup>(*)</sup>を用いて競技等<sup>※</sup>をしている間のケガ</li> <li>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業中のケガ（P.5に続く）</li> </ul>
入院保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院 <sup>※</sup> （入院に準ずる状態 <sup>※</sup> を含みます。）された場合	[入院保険金日額 <sup>※</sup> ]×[入院 <sup>※</sup> の日数または入院に準ずる状態 <sup>※</sup> の日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>※</sup> を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
	国内	国外				
基本補償 補償対象外	手術保険金	○	○	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術 <sup>*</sup> を受けられたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</li> <li>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ</li> <li>●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ</li> </ul> 等 (* ) 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故傷害保険普通保険約款に定められたものをいいます。 (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
	通院保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院 <sup>*</sup> された場合 (注) 通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために医師 <sup>*</sup> の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額 <sup>*</sup> ]×[通院 <sup>*</sup> の日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>*</sup> を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	後遺障害保険金の追加支払 ★後遺障害保険金の追加支払に関する特約	○	○	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	
オプション補償	賠償責任保険金 ★交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約	○	×	保険期間中の日本国内における次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 <sup>*</sup> および本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）・別居の未婚 <sup>*</sup> の子となります。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。 (注1) 法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族<sup>*</sup>に対する損害賠償責任</li> <li>●自動車・オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> など

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

## 4. その他追加できるオプション（特約）

その他追加できるオプション（特約）についてご説明いたします。

\*各特約の詳細については、取扱代理店または当社にご確認ください。

\*「傷害保険金」とは、【死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金】をいいます。

※印を付した用語については、P8の「※印の用語のご説明」をご参照ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

### <補償内容に関する特約>

特約名	特約の内容
就業中の危険対象外特約	就業中のケガ※に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払の対象となります。主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけません。
就業中のみの危険補償特約	傷害保険金は、就業中のケガ※のみが保険金お支払の対象となります。通常の通勤途上もお支払の対象となります。主婦や学生などお仕事をもちでない方は選択いただけません。
管理下中の傷害危険補償特約	「団体の管理下のみ」「行事に参加中のみ」等、補償範囲を時間的・場所的に限定して傷害保険金をお支払いします。ただし、被保険者の本来の職業・職務に従事している間に補償範囲を限定することはできません。
往復途上傷害危険補償特約	「管理下中の傷害危険補償特約」をセットしている場合において、その特約で定めた活動に従事するための所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に負ったケガ※についても、傷害保険金をお支払いします。
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金をお支払いします。
後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約	普通保険約款別表「後遺障害保険金支払区分表」で定められた支払条件を変更し、政府労災保険に準じた等級区分（第1～14級）ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。（後遺障害等級第1～7級限定補償特約を必ずセットします。）
後遺障害等級第1～7級限定補償特約	後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害※が生じた場合のみ保険金をお支払いします。（後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約を必ずセットします。） （注）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	傷害保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約をお支払いします。
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	傷害保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約をお支払いします。
死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	傷害保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約をお支払いします。
死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	傷害保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約をお支払いします。

### <保険金の支払方法に関する特約>

特約名	特約の内容
入院保険金および手術保険金支払日数延長（365日）特約	入院保険金をお支払いする日数の限度を180日から365日に延長します。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院※された場合に限ります。手術保険金については、事故の発生日からその日を含めて365日以内に所定の手術※を受けた場合にお支払いします。
入院保険金および手術保険金支払日数延長（730日）特約	入院保険金をお支払いする日数の限度を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院※された場合に限ります。手術保険金については、事故の発生日からその日を含めて730日以内に所定の手術※を受けた場合にお支払いします。
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して、普通保険約款でお支払いする入院保険金または通院保険金の2倍の額をお支払いします。ただし、1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払の対象となります。なお、入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払をする日数は最初の入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。

入院保険金の7日間2倍支払特約	入院保険金をお支払いする場合に該当した期間の最初の7日間に対して、普通保険約款でお支払いする入院保険金の2倍の額をお支払いします。なお、入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガ*をされた場合でも、2倍のお支払をする日数は最初の入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。
入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更（フランチャイズ）特約	事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数が満了する日以降においてなお、入院保険金または通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。
入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更（エクセス）特約	事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を経過するまでの期間に対しては、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いしません。ただし、手術保険金については、その日数を経過後に入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は、その日数を経過するまでの期間中に受けた手術に対してもお支払いします。

## ＜その他の特約＞

特約名	特約の内容
準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約	被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご契約時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数（*）でご契約いただくことのできる特約です。ご契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その人数を被保険者数とします。
準記名式契約（一部付保）（同一保険金額）特約	被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご契約時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数（*）でご契約いただくことのできる特約です。ご契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。
準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約	（*）被保険者数が5名以上であることが必要となります。
1割以内変更不精算特約	保険期間の途中で被保険者が増加した場合でも、その増加が始期日における被保険者数の1割以内であるときは、追加保険料を払い込みいただくことなく増加した被保険者についても保険金をお支払いします。
通算短期率適用契約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式）特約	活動日が点在している活動について、活動日のみを補償することができる特約です。（ただし年間活動日数は90日が限度となります。）
通算短期率適用契約（前年活動実績方式または平均活動日数方式）特約	
長期保険特約	お支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計額は、各保険年度（*）ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	（*）初年度は、保険期間初日から1年間、次年度以降は、それぞれの保険期間初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある場合は、初年度は保険期間初日からその端日数期間、第2年度は、初年度末日から1年間とします。
〔後遺・入通院・手術用〕保険金の支払先に関する特約	後遺障害保険金（後遺障害保険金の追加支払を含みます。）、入院保険金、手術保険金および通院保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。
企業等の災害補償規定等特約	普通保険約款等に定められた書類のほか、下記①から③の書類のいずれかが提出された場合、提出された書類で証明された額（提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額）を限度に、死亡保険金受取人（企業等）に死亡保険金をお支払いします。（*） ① 災害補償規定等の受給者（以下「受給者」といいます。）が保険金の請求内容について了知していることを証する書類 ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類 ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類 また、上記①から③の書類をいずれも提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。（*） お支払いする死亡保険金の額が死亡・後遺障害保険金額を下回る場合は、その差額に対する保険料を保険契約者に返還します。
	（*）災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。
訴訟の提起に関する特約	訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する方である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。
共同保険に関する特約	1契約を複数の保険会社が共同でお引き受けする場合にセットする特約です。
保険料一般分割払特約（猶予期間延長用）	年間保険料を12回に分割して払い込んでいただくことのできる特約です。
一般団体傷害保険保険料分割払特約（猶予	年間保険料を2回もしくは12回に分割して払い込んでいただくことのできる



期間延長用)	特約です。
初回保険料口座振替特約	初回保険料（年間保険料または第1回分割保険料）を口座振替で払い込んでいただくことができます。
保険料支払に関する特約	保険料を保険契約締結後、保険料相当額の集金手続を行う際の最初の集金日から10日以内に払い込みいただくことができます。

### ＜※印の用語のご説明＞ \*五十音順に記載しています

あ行：

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

か行：

- 「競技等」とは、競技、競争、興行（\*1）、訓練（\*2）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（\*1）いずれもそのための練習を含みます。（\*2）自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果は医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。

さ行：

- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車（\*）をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術（\*）で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。（\*）医師※が治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た行：

- 「治療」とは、医師※による治療をいいます。
- 「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、保険証券記載の通院保険金日額をいいます。

な行：

- 「入院」とは、治療※が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼（そ）しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療※を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

は行：

- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。

ま行：

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

# 5. 特にご注意いただきたいこと

## ご注意いただきたい事項

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込ましめられたご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「交通事故傷害保険」の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、保険申込書に被保険者（補償の対象者）の氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者（補償の対象者）の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

## ご契約時にご注意いただきたいこと

### 告知義務等

#### 特にご注意ください

#### (1) 告知義務—保険申込書の記載上の注意事項

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります）。  
 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

「交通事故傷害保険」のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

- 他の保険契約等に関する情報（同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。）
- 被保険者数（準記名式（全員付保、一部付保）の場合）

#### (2) その他の注意事項

同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(注)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

### 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

保険の種類	被保険者（補償の対象者）の範囲			保険金が支払われる事故	
	本人※1	配偶者	親族※2	交通事故、建物・交通乗用具の火災	左記以外の事故
交通事故傷害保険	○	—	—	○	—

- 賠償責任補償を特約でセットできます。交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約の被保険者の範囲は、本人※1、配偶者および本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族（本人の6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子となります。  
 ※1 被保険者明細書または加入申込書の被保険者欄記載の方をいいます。  
 ※2 保険金支払事由発生時点で、本人と生計を共にする同居の親族（本人の6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚の子をいいます。

#### <保険金受取人について>

保険金受取人	死亡保険金	死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	普通保険約款・特約に定めております。

#### (2) 補償内容

「保険金をお支払いする場合」、「保険金のお支払額」、「保険金をお支払いしない主な場合」および「セットできる特約の種類と内容」についてはP.4～8をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

#### (3) 保険期間

この保険の保険期間は、原則として1年間です。また、1年超の長期契約や、1年未満の短期契約もご契約可能です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

#### (4) 引受条件

- ご契約いただく保険金額については次の①～③にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ①保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
  - ②入院保険金日額と通院保険金日額を同時に設定する場合は、通院保険金日額は、入院保険金日額を超えることはできません。
  - ③次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」※と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
    - ・始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
    - ・保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面にないとき
- ※「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

### 補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

### ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、保険申込書の重要事項のご説明をご参照ください。

### 保険料領収証の発行

保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。<sup>(注)</sup>  
 (注) 保険料の払込方法が口座振替等の場合には、発行されません。

### 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

### 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります（保険期間が1年超の長期契約や1年未満の短期契約の場合は一時払に限りません）。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となります。

＜払込回数と割増率＞

払込方式	口座振替方式	直接集金方式	
		12回	2回 <sup>(注)</sup>
払込回数	12回	12回	2回 <sup>(注)</sup>
割増率	10%	10%	3%

(注) ご契約形態によってはお取扱いができない場合があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

### 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 個人情報の取扱いについて

保険申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

### その他ご注意くださいこと

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 被保険者のご年齢によりお引受できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
交通事故傷害保険 交通事故傷害保険賠償責任 危険補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

# ご契約後にご注意いただきたいこと

## 通知義務等

### 特にご注意ください

ご契約後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■被保険者数が増員または減員となる場合（準記名式（全員付保、一部付保）の場合）

## その他の注意事項

- (1) ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- (2) 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
  - ① この保険契約<sup>※</sup>の被保険者となることについて、同意していなかった場合
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
    - ・当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
    - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ④ ②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>※</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>※</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。

※保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

## 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 保険料の払込猶予期間等の取扱い

### 特にご注意ください

- (1) 保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払込みください。払込猶予期間（保険料払込期日の翌月末日<sup>(\*)</sup>）までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(\*) 保険料の払込方法が口座振替のご契約の場合は、保険料が払い込まれなかったことについて故意および重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

- (3) 初回保険料を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月<sup>(\*)</sup>に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。

<初回保険料の引落とし前に事故が発生した場合の取扱い>

原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

## 失効について

ご契約後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

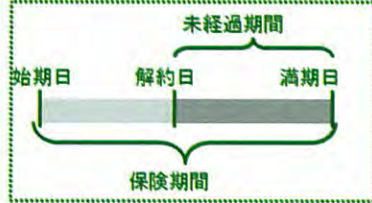
## 最低保険料について

- この保険契約の最低保険料は1,000円となります。さらに、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が適用されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。

## 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- 例えば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、分割保険料を口座振替で払込みいただくご契約で初回保険料口座振替特約をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。

## 保険会社破綻時等の取扱い

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞  
(平成24年6月現在)

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
  - ①保険期間が1年以内の場合  
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - ②保険期間が1年を超える場合  
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前の事故による保険金は100%補償されます。

## その他ご注意いただきたいこと

- お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

- 当社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 事故が起こった場合の手続

- 事故が起こったときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故が起こった日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■交通事故傷害保険賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、普通保険約款等に記載の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。
- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

- 当社は保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(注2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1) 保険金請求に必要な書類は、普通保険約款等をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

## 6. 用語のご説明

用語	説明
危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険料払込期日	保険証券・保険契約継続証記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは  
**「三井住友海上お客さまデスク」**  
**0120-632-277（無料）**  
【受付時間】 平日 9:00～20:00  
土日・祝日 9:00～17:00  
（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、事故が起こった場合は  
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。  
**24時間365日事故受付サービス**  
**「三井住友海上事故受付センター」**  
事故は いち早く  
**0120-258-189（無料）**

### 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽ ADR センター**

**0570-022-808** 【ご相談（有料）】

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

### お問い合わせ先

<取扱代理店>

<引受保険会社>

**三井住友海上火災保険株式会社**

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277（無料）

受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます）

<http://www.ms-ins.com>